

令和6年12月14日

鷹栖町議会議長 大石 隆 様

懲罰委員会

委員長 舟根 輝好

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された「佐竹晃議員に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により別紙陳謝文案を添え、報告します。

記

- 1 懲罰事犯の有無  
懲罰を科すべきものと認める
  
- 2 懲罰処分の種類及び内容  
地方自治法第135条第1項第2号による公開の議場における陳謝
  
- 3 理由  
佐竹晃議員は、12月12日の議員協議会において虚偽の発言があった。鷹栖町議会会議規則第102条に違反したと認めるものである。よって、懲罰を科するのが相当であると判断した。

以上